

みなべ町障害者活躍推進計画

| | |
|---|---|
| 機関名 | みなべ町 みなべ町教育委員会 |
| 任命権者 | みなべ町長 みなべ町教育委員会教育長 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| みなべ町における障害者雇用に関する課題 | みなべ町においては、令和元年度の法定雇用率は下回っているが、法定雇用障害者数は満たしている状態である。今後、退職等による変動が考えられるため、積極的な募集・採用を実施するとともに、障害者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取組が必要である。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | <p>【実雇用率】（各年6月1日時点） (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：2.27% (法定雇用率2.5%) (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p> |
| ②定着に関する目標 | <p>不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報時に職員の定着状況の把握を行う。</p> |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | |
| (1) 組織面 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口は、総務課人事係が担当する。 |
| (2) 人材面 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任する。 ○労働局が開催する各種障害者雇用等に関する講座・研修会への受講案内を行い、参加を募る。 |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、和歌山労働局に相談しつつ、障害の程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 | |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | |
| (1) 職務環境 | <ul style="list-style-type: none"> ○新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| (2) 募集・採用 | <ul style="list-style-type: none"> ○採用選考に当たり、適宜、障害特性に配慮した選考方法の実施や職務の選定を行う。 |
| (3) 働き方 | <ul style="list-style-type: none"> ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 |
| (4) その他の人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて隨時面談等を実施し、状況把握、体調への配慮を行う。 |

4. その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。